

## 総論

- 労務管理全般に関する網羅的記載の追加。（労使からの要望）
- 自社だけでなく取引先等も含めた多面的なテレワークの推進。（労使からの要望）

## 労務管理

- 対象者の範囲について、単に雇用形態の違いでの差別的な取扱いの禁止。労働者の意向を踏まえた実施日数の設定。（労使からの要望）
- 時間外、休日、深夜のメール等に対応しなかったことを理由とする不利益な人事評価の禁止。（労使からの要望）
- テレワークにより、労働者が自律的にどう働けるかといった点をガイドラインで言及すべき。

## 労働時間管理

- テレワークの特性を踏まえた労働時間管理の方法（自己申告等）をガイドラインに明記・具体化（労使からの要望）
- 規制改革実施計画に記載のある「時間外・休日・深夜労働の原則禁止」との誤解を与えかねない表現の見直し。（労使からの要望）
- 適正な労働時間把握の徹底と、休憩時間の確保、長時間労働の抑制、確実な賃金の支払いの確保。（労使からの要望）
- 事業場外みなし労働時間制の適用要件を明確化すべき。
- 労働時間管理、長時間労働による健康障害の発生防止に加え、生活時間帯の「つながらない権利」の確立。（労使からの要望）

## 労働安全衛生等

- 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインに準じた作業環境の確保（労使からの要望）
- テレワーク時の業務上の災害について、労災保険給付の対象となることの周知と適正な運用。（労使からの要望）
- 作業環境に問題がある場合には、サテライトオフィスの活用も一案である。

# 規制改革会議でのご要望・ご指摘を踏まえたテレワーク推進に係る対応の方向性①

## 現状・課題

- ウィズコロナ・ポストコロナの「新しい生活様式」に対応した働き方として、時間や場所を有効に活用しながら良質なテレワークの定着・加速を図ることが重要。
- 厚生労働省では、労使で十分に話し合っ、使用者が適切に労務管理を行うとともに、労働者も安心して働くことのできる良質なテレワークの導入・実施を進めていくことができるよう、本年8月より「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」において議論を開始。これまで4回検討会において議論を行っている状況。
  - 8月17日 テレワークを巡る現状等、今後の進め方、検討課題等
  - 10月16日 企業ヒアリング、テレワーク関係省庁の概算要求状況、テレワークを実施する際の課題①
  - 11月4日 テレワークを実施する際の課題②
  - 11月16日 テレワーク実態調査結果（速報）、委員からの発表（海外事例紹介）等

## 対応の方向性

### <基本的考え方>

- 「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」における議論、各種実態調査や規制改革会議における議論、労使からの要望等を踏まえ、以下の対応を行うことを想定。
  - ① 企業がテレワークを行う際の労務管理上の対応方法等について記述したテレワークガイドライン（平成30年2月策定）について、**ポストコロナ・ウィズコロナにおける「新しい生活様式」に対応し、一層テレワークを推進するガイドラインとなるよう全面的に刷新する。**
  - ② また、企業の参考となるチェックリストや好事例集の周知、Q&Aの作成等を行う。

前回の規制改革会議雇用・人づくりWGでいただいたご要望・ご指摘のうち主なものについては、「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」における議論も踏まえつつ、テレワークガイドラインにおいて以下の対応を行うことを想定。

### <総論>

- 労働時間に関する関係法令の留意事項を示すだけでなく、これまで記載の薄かった労務管理全般に関する事項を網羅的に整理し記載（人材育成、人事評価、費用負担、作業環境・健康管理等含む。）  
その際、取引先との関係についても記載予定。

### <労務管理>

- 正社員、非正規雇用労働者等の雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者を分けることのないよう留意。
- 労働者が自律的働き方を行う上で有効な対応を追記（労働者が自律的に働けるような管理者側のマネジメント能力の向上、管理者・労働者双方の人材育成等について記載予定）。

### <労働時間管理>

- 労働時間管理についても、テレワークの特性に合った適正な労働時間管理ができるよう、中抜けの取扱いや、フレックスタイム制・事業場外みなし労働時間制がテレワークになじみやすい制度である旨を示すとともに、事業場外みなし労働時間制の適用要件等を含め、労働時間の把握方法などを明確化。
- 長時間労働抑制及び労働時間と生活時間の切り分けの観点から必要な対応を記載（つながらない時間の設定等）。  
（一方で、深夜のテレワークは原則禁止と読めるとの誤解を与えかねない表現の見直し。）

### <労働安全衛生等>

- 自宅等でテレワークを行う際の作業環境の整備や、労働者のストレス軽減や心身の不調の変化の早期把握に当たって事業者・労働者が留意すべき事項を整理し明確化する。
- 労災保険給付の対象となることを周知しているところ、事業主等が災害発生状況等を正確に把握できるよう、その手段を追記。
- サテライトオフィス等で仕事をすることも有用である旨追記。